

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（就労支援専門員）採用試験募集案内

◆鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課 保護担当◆

〒682-0802 倉吉市東巖城2番地（2号館1階）

電話(0858)23-3123 <https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月20日（火）～令和8年1月30日（金） ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年1月30日（金）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 福祉課（中部総合事務所）で受け付けます。 (土・日曜日、祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和8年2月5日（木）午後1時30分から ◎開場時刻 午後1時
試験会場	中部総合事務所2号館2階 保健指導室 (倉吉市東巖城町2)
試験結果発表日	令和8年2月9日（月）（予定）

◆試験に関する変更等については電話連絡しますので連絡がつくようにお願いします。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
就労支援専門員	1名	・被保護者（生活保護受給者）の就労支援業務 ・就労意欲の喚起、就労先との交渉、公共職業安定所への紹介など	中部総合事務所 県民福祉局 福祉課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・職業相談または就業支援についての業務経験を有する人
 - ・普通自動車の運転免許を取得している人
- (3) 求める人材
 - ・パソコン（ワード・エクセル）を使用し、文書作成ができる人
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が受験できません。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
作文試験	60点	作文試験（約50分） ・800字以内 ・テーマ「被保護者（生活保護受給者）に対する就労支援の役割について」（就労支援について、御自身の職歴、経験等を通じて考えていること、提案等をお聞かせください） ※参考図書等の持込不可
人物試験	135点	個別面接による人物についての口述試験（約15分）

5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 13,810円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入要件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで。最長で令和13年3月末まで。）

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 <u>※申込書に顔写真を貼付すること。</u>
申込み先	鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地（2号館1階） 電話(0858)23-3123 担当 高塚（たかつか）
申込書及び受験票の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入ください。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 4 最終学歴から高等学校までのものを全て記載してください。
注意事項等	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員受験」と記入してください。 ◎受験票は交付しません。郵送の方には、受験番号は電話でお伝えします。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※車イスで来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

8 採用予定者の決定方法

作文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

補欠合格有効期限 令和8年3月31日（火）

9 試験結果の発表

試験結果は受験者全員に文書で通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に来場し、受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記具を持参してください。
- (3) 庁舎敷地内は禁煙です。
- (4) 駐車場には限りがあります。
- (5) 新型コロナウイルス等感染症対策のため、発熱等体調がすぐれない場合は来庁をご遠慮ください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

13 試験会場地図

